

## 一般競争入札の施行について（公告）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（以下「令」という。）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年3月4日

岡山市長 大森 雅夫

### 1 入札に付する事項

1	件名	トイレットペーパー（単価契約）
2	納入場所	岡山市内指定場所
3	納入期間	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで
4	支払条件	毎月末締切翌月払いとし、請求書を受理した日から30日以内とする。
5	入札案件概要	トイレットペーパー（1箱60個入）1, 700箱以内（単価契約）
6	その他	※入札書の提出は岡山県電子入札共同利用システム（以下「電子入札システム」という。）により行うこと。 ※開札日の前日までに、市議会で本件に係る令和8年度当初予算の議決が得られないとき、又は、その予算執行の承認が得られないときは、本入札を中止又は延期する。

### 2 入札等の手続きに関する事項

1	公告期間	公告日から開札日まで
2	公告方法	入札・契約ホームページ「物品」⇒「入札・見積合せ情報 [物品]（契約課発注）」⇒「一般競争入札一覧」に掲載する。
3	仕様書閲覧期間	公告日から開札日まで
4	仕様書閲覧場所	入札・契約ホームページに掲載する。
5	仕様書取得期間	公告日から開札日まで
6	仕様書取得方法	入札・契約ホームページからダウンロードし、取得すること。
7	仕様書質問期間	公告日から 令和8年3月12日（木）午後4時まで
8	仕様書質問方法	質問は電子メール又はファクシミリで行うものとし、件名に「入札質問（トイレットペーパー（単価契約））」と明記すること。電話、郵送又は持参によるものは受け付けない。いずれの方法による場合でも電話で到達の確認を行うこと。 （確認先）会計課出納係 TEL086-803-1519
9	仕様書質問提出先	会計管理室 会計課 Eメールアドレス kaikeika@city.okayama.jp FAX 086-223-4902
10	仕様書回答掲載期間	令和8年3月13日（金）午後4時から 開札日まで
11	仕様書回答掲載場所	入札・契約ホームページ内に掲載する。
12	入札方法	入札方法等は「物品の一般競争入札公告共通事項」（以下「共通事項」という。）2のとおり ※仕様書に対する質問の回答を確認した後に入札すること。 ※電子入札システムを利用できる時間帯は午前8時から午後9時までとする。 ※再入札をする場合は、第1回目の開札日の午後4時までに再入札を受け付け、同時刻以降に開札を行うので、入札者は2-15に定める開札日時後に、電子入札システム「岡山市→物品、役務→電子入札システム→調達案件一覧」で再入札の有無を確認すること。
13	入札受付開始日時	令和8年3月13日（金） 午後4時
14	入札受付締切日時	令和8年3月17日（火） 午後4時
15	開札日時	令和8年3月18日（水） 午前10時25分
16	開札場所	岡山市役所（本庁舎）5階入札室

17	参加資格確認申請書類	<p>開札の結果、「共通事項」3-(6)により一般競争入札参加資格の確認対象者となった者（以下「確認対象者」という）は、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び添付書類を市長に提出し、参加資格の確認を受けなければならない。</p> <p>&lt;添付書類&gt;</p> <p>① 指名停止等措置状況調書</p> <p>② 納入物品明細書（仕様の分かるカタログ等を添付すること。）</p> <p><u>申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）は、開札後速やかに提出できるよう、あらかじめ作成しておくこと。</u></p>
18	参加資格確認申請書類提出方法	<p>確認対象者の申請書等の提出方法は、申請書等を契約課へ直接持参するかまたは契約課へメール送信するかのどちらか一方とする。メール送信する場合の提出先メールアドレスは、(buppin@city.okayama.jp)とし、メールの件名に「入札参加資格確認申請（トイレトペーパー（単価契約）」と記載すること。そして必ず契約課物品契約係へ電話（TEL 086-803-1156）し、資料の到達確認を行うこと。</p> <p>※上記以外の方法では受け付けない。なお、窓口受付時またはメール到達確認時には申請書等の内容確認は一切行わない。</p>
19	参加資格確認申請書類受付期間	<p>令和8年3月23日（月）午後5時15分まで</p> <p>（岡山市の休日を定める条例に定める市の休日（以下「休日」という。）を除く。）</p> <p>※上記の期間は申請書等の訂正及び差替えに要する期間を含めたものであるため、申請はできる限り速やかに行うこと。</p>
20	参加資格確認申請書類受付場所	岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所5階契約課

### 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1	入札参加資格共通事項	「共通事項」1のとおり
2	登録部門	物品
3	登録区分	希望業種（大分類） 指定なし
4	営業所所在地要件	市内業者，市内扱い業者，準市内業者又は市外業者
5	その他	仕様を満たす物品を納入できること

### 4 この入札に関する注意事項

1	入札金額登録	税抜き1箱（60個入り）当たり単価
2	契約予定総金額	契約予定総金額は、次の計算によって得られた金額とする。 上記4-1の金額×1,700箱×1.10以内（1円未満切り捨て）
3	契約締結について	契約締結は令和8年4月1日付となるので留意すること。

## 物品の一般競争入札公告共通事項

### 1 入札に参加する者に必要な要件に関する事項

- (1) 令第167条の4及び岡山市契約規則（平成元年市規則第63号。以下「規則」という。）第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づき一般競争入札参加資格が決定され、規則第4条の規定に基づく有資格者名簿「物品（原材料を含む）」に登載されていること。
- (3) 公告に定めた開札日時において本市の指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保（以下「指名停止等」という。）期間中でないこと。
- (4) 入札受付締切日時までに、岡山県電子入札共同利用推進協議会が運営する岡山県電子入札共同利用システム（以下「電子入札システム」という。）で使用する電子証明書（以下「電子証明書」）を格納しているカード（以下「ICカード」という。）を取得し、電子入札システムにおいて利用者登録を完了していること。

### 2 入札書の提出に関する事項

- (1) 入札回数は2回とする。
- (2) 入札参加者は、電子入札システムに案件登録された対象業務の入札受付開始日時から入札受付締切日時までの間に、ICカードを使用して電子入札システムにより入札金額の登録を行うことにより入札書を提出すること。
- (3) ICカード取得後に電子入札システムに利用者登録を行っている者について、次に掲げる場合（ICカードの紛失、失効、閉塞、読み取り不能、破損等入札参加者の責により使用できなくなった場合を除く。）には、入札受付締切日時の1時間前までに、岡山市物品購入等電子入札実施要綱（以下「電子入札実施要綱」という。）に定める様式第1号：書面入札参加承認申請書（入札・契約ホームページ→電子入札ページに掲載。）を持参し、市長の承認を得た上で、対象業務におけるその後の手続きについて、書面により参加することができるものとする。ただし、対象業務の開札日がICカードの有効期限内であり、それらの事情が生じた後遅滞なく、ICカードの再発行手続きを行っている場合に限る。
  - ① 災害、盗難等入札参加者の責によらない事由のため電子入札に必要なICカードが使用できなくなった場合。
  - ② その他やむを得ない事由があると認められる場合。
- (4) 書面参加に変更した者は、対象業務において電子参加に変更又は復帰することを認めない。
- (5) (3)の場合において、入札参加者は入札書（入札・契約ホームページ→入札・見積合せ情報〔物品〕（契約課発注）に掲載。）に必要事項を記入し、契約の名義人となる者が記名押印（押印は、あらかじめ使用印として岡山市に届け出た印判に限る。）したものを封筒に入れ、密封して入札受付締切日時までに持参提出すること。封筒の表には、入札参加者名及び件名を記入すること（入札・契約ホームページ→電子入札ページ→電子入札案件における書面入札についてを参照。）。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に登録された金額（書面による入札参加者は、入札書に記載された金額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに登録（書面による入札参加者は、入札書に記載）すること。
- (7) (2)の場合において、電子入札システムによる入札参加者は、上記入札金額の登録にあわせて、くじ番号欄に任意の3桁の数字を入力すること。(3)の場合において、書面による入札参加者は、入札書のくじ用数字欄に任意の3桁の数字を記入（「000」は記入できない。）すること。

なお、くじ用数字欄に「001」から「999」までの数字の記入がないときは、当該数字を「999」と記入されたものとみなす。
- (8) 提出した入札書は、訂正、引換え又は撤回することはできない。ただし、開札予定日時までに契約課に所定の入札（見積）書錯誤届を提出し、本市が錯誤と認めた入札書は無効とする。

- (9) 特に必要があると認める場合を除き、入札書提出後の入札辞退は認めない。ただし、2回目の入札（以下「再入札」という。）を行う場合において、1回目の入札の開札後、再入札の入札書を提出するまでに入札辞退をする場合を除く。
- (10) 電子入札実施要綱に規定する入札以外は認めない。
- (11) 入札に際して、規則の規定を遵守すること。

### 3 開札方法等に関する事項

- (1) 入札の開札は、公告に定める開札日時及び場所において執行するものとする。
- (2) 2(3)に規定する書面による入札参加者がいる場合は、公告において指定した日時及び場所において、書面による入札書を電子入札システムに登録した後に開札を執行する。開札の結果、入札参加者の入札が、下記7の参加資格の確認を行うまでもなく、下記5(1)～(12)のいずれかに該当することが明らかである場合は、当該入札参加者の入札を無効とする。
- (3) 上記(2)により無効となった入札書を除いた入札書を提出した入札参加者がいない場合は入札を不調とするものとする。
- (4) 1回目の入札において、(2)により無効となった入札書を除いた入札書のうち税抜き許容価格以下の価格の入札書（以下「有効入札書」という。）を提出した入札参加者が1人以上の場合は直ちに落札者の決定を保留し、有効入札書を提出した者がいない場合は再入札を行うものとする。
- (5) 再入札において、有効入札書を提出した入札参加者が1人以上の場合は直ちに落札者の決定を保留し、有効入札書を提出した者がいない場合は入札を不調とするものとする。
- (6) 上記(4)又は(5)により落札者の決定を保留した場合は、有効入札書を提出した者のうち最低価格の入札書を提出したもの（以下「最低価格入札者」という。）を参加資格の有無の確認（以下「参加資格の確認」という。）を行う対象者（以下「確認対象者」という。）とする。
- (7) 上記(6)に基づき有効入札書に順位を付す場合において、同一価格で入札した者（以下同一価格入札者）という。）が2人以上あるときは、電子くじにより順位を決定するものとする。くじの方法は、次のとおりとする。
  - ① 同一価格入札者ごとに、入札書が到着した順（電子入札システムサーバー受信時刻順）に0から番号を付す。
  - ② 同一価格入札者ごとに、登録されているくじ番号と電子入札システムサーバー受信時刻の到着ミリ秒の小数点以下3桁を合計した数の下3桁（以下「決定くじ番号」という。）を算出する。  
なお、2(3)に規定する書面による入札参加者のくじ番号は、入札書に記入されたくじ用数字とし、到着ミリ秒は本市職員が電子入札システムに入札価格を登録した時刻とする。
  - ③ 同一価格入札者の決定くじ番号の合計を同一価格入札者の数で除した余りの数と、①で付された番号の一致した者を第1順位の確認対象者とする。その他の者は①で付された番号が第1順位の確認対象者の番号から数字が大きくなる方向に向かって順位を付し、該当するものがなくなった後は、小さな数字の者から続きの順位を付すものとする。
- (8) 談合通報に基づき調査を実施する場合及び談合の疑いが認められる場合は、入札を中止、延期又は落札決定を保留することができる。
- (9) 本市の使用に係る電子計算機又は電子入札システムの障害等により、電子入札システムを使用した手続を行えないと判断した場合は、入札の延期若しくは中止又は郵便入札への変更をすることができる。
- (10) (9)による場合のほか、市長が特に必要があると認めるときは、入札の延期若しくは中止又は入札の取消しをすることができる。
- (11) (9)及び(10)に基づき入札の中止又は入札の取消しをした場合は、入札参加者の提出した当該入札に係る入札書、申請書等及びその他の書類を無効とする。
- (12) 岡山市は入札の中止等に伴う損害賠償については、その責を負わないものとする。

### 4 再入札に関する事項

- (1) 再入札に参加することができる者は、1回目の入札に参加した者に限る。ただし、1回目の入札で無効となった者を除く。
- (2) 1回目の入札に参加した者が、再入札において入札書を提出しなかったときは、再入札を辞退し

たものとみなす。

- (3) 再入札の開札結果が不調になったときは、設計内容を変更することなく直ちに再公告する場合がある。

## 5 入札の無効に関する事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 明らかに競争入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札方法に違反して行われた入札
- (3) ICカードを不正に使用して行われた入札
- (4) 開札日より前の有効期限であるICカードを使用して行われた入札
- (5) 岡山市契約規則第17条の2に規定する電磁的方法による入札について第3条第1項から第3項まで及び第4条第1項に規定する手続を経ずに入札に参加した者がした入札
- (6) 入札受付開始日時から入札受付締切日時までの間に入札書を提出しない者がした入札
- (7) 入札書に必要事項が記載されていない入札
- (8) 明らかに不正によると認められる入札
- (9) 再入札において、1回目の入札で無効となった者がした入札
- (10) 再入札において、1回目の入札に参加していない者がした入札
- (11) その他市長が定める入札条件に違反してなされた入札
- (12) 2(3)に規定する書面により入札に参加した場合は、(1)から(11)に加えて次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。
  - ① 入札書に記名押印がない入札
  - ② 入札金額を訂正している入札又は入札金額その他必要事項を確認しがたい入札
  - ③ 封筒記載の件名又は差出人名と同封された入札書に記載された件名又は入札者名が相違する入札
  - ④ 封筒に件名又は差出人名が記載されていない入札
  - ⑤ 1通の封筒に複数の入札書を封入して提出した入札
  - ⑥ 電子入札による入札書及び書面による入札書のどちらも提出した入札

## 6 入札の失格に関する事項

下記7に規定する参加資格の確認において、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は失格とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者
- (2) 公告で指定する期限までに申請書等を提出しない者
- (3) 公告で指定する以外の方法で申請書等を提出した者
- (4) 明らかに不正によると認められる入札を行った者
- (5) 入札後落札者を決定するまでの間に、本市の指名停止等を受けた者（当該指名停止等の理由となった事案が当該入札前に発生したものである場合に限る。）
- (6) その他市長が定める入札条件に違反してなされた入札を行った者

## 7 参加資格の確認に関する事項

- (1) 確認対象者は、公告において指定する期限までに入札参加資格審査申請をすること。ただし、確認対象となった者が、申請書等提出前に、上記6のいずれかに該当することが確認された場合は、この限りではない。
- (2) 確認対象者から申請書等が提出されたときは、公告に定める開札日時を基準として、申請書等に基づき、当該確認対象者の参加資格の確認を行うものとする。
- (3) 上記(2)により参加資格の確認を行った結果、確認対象者の参加資格がないと認めたときは、第2順位の入札書を提出をした者以降について、順次申請書等の提出を求めた上で、参加資格を有する者が確認されるまで参加資格の確認を行うものとする。
- (4) 上記(3)により参加資格の確認を行う場合は、上記(2)を準用する。（この場合の申請書等の受付期間は、上位順位者の参加資格がないと認めた日の2日後（休日を除く。）の午後5時15分までとする。）

- (5) 参加資格の確認を行った結果、参加資格を有する者がなくなった場合は、入札を不調とするものとする。
- (6) 参加資格の確認を行うに当たり、必要があると認めるときは、入札参加者に対し聴取調査を実施することができるものとする。
- (7) 上記(2)～(6)にかかわらず、必要があると認めるときは、他の入札参加者に対し申請書等の提出を求めることができる。

## 8 落札者の決定に関する事項

市長は、上記7(1)～(7)の参加資格の確認により、参加資格を有すると認めた者（以下「資格確認者」という。）を落札者として決定するものとする。ただし、資格確認者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、次順位の資格確認者を落札者として定めることができるものとする。

## 9 参加資格確認結果及び入札結果の通知に関する事項

- (1) 市長は、落札者を決定した場合は、申請書等を提出した者に対して、参加資格確認結果及び入札結果を通知するものとする。この場合において、参加資格がないと認めた者に対しては、その理由もあわせて通知するものとする。
- (2) 参加資格の確認後、落札者が申請書等について虚偽の記載をしたことが明らかになったときは、参加資格を喪失する。

## 10 入札保証金及び契約保証に関する事項

- (1) 入札保証金 詳細内容は、別紙1のとおり
- (2) 契約保証 契約保証金が必要  
詳細内容は、別紙1のとおり

## 11 その他

- (1) 市内業者とは、岡山市内に本社、本店等主たる事務所を有する者、準市内業者とは、本社は岡山市以外にあり、契約締結先の営業所が岡山市内にある者、市内扱い業者とは、準市内業者のうち直近の本市法人市民税の確定申告における岡山市分の従業者数が10人以上であり、かつ、岡山市の市民税を課税され特別徴収を行っている従業者数が10人以上であることの条件を満たし、その旨の関係書類及び市内営業所実態報告書を登録時に提出して確認を受けている者、市外業者とは、前記以外の者をいう。
- (2) 代表者が同じ法人又は個人は、同一の入札において2者以上参加できない。
- (3) 事業協同組合については、組合と当該組合員が同一の入札に参加できない。
- (4) この入札の結果は、落札者の決定後、落札者及び落札金額、入札者及び各入札者の入札金額並びに一般競争入札の参加資格がないと認めた者及びその理由について、岡山市ホームページにおいて閲覧に供する。
- (5) この入札におけるその他の契約条項については、岡山市ホームページに掲載する。
- (6) この入札の執行及び契約の締結については、この公告で定めるもののほか、規則、岡山市物品等一般競争入札実施要綱及び電子入札実施要綱に定めるところによる。

### ※お問い合わせ先

- パソコン、電子入札システムの操作方法に関すること  
岡山県電子入札共同利用ヘルプデスク 電話(0120)432-198(直通)
- ICカード及びICカードリーダーに関すること  
コアシステムが認定した民間認証局にお問い合わせください。
- 入札、契約について  
岡山市北区大供一丁目1-1 岡山市役所本庁5階  
岡山市財政局財務部契約課 電話(086)803-1156(直通)

## 1 入札保証金について

入札参加に当たっては、入札保証金が必要です。ただし、この入札に参加しようとする者が、岡山市一般競争入札参加資格有資格者名簿に登載されており、開札日の前日から過去3年の間に、本市との間で締結した契約を履行しないこと又は本市から契約の相手方とされたにもかかわらず契約を締結しないこと等がなく、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合又は入札保証保険契約を締結したときは、免除とします。

### ① 納入金額

見積もった契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を含めた額。）の100分の5以上の額を納付してください。（入札保証金に代わる担保として、\*<sup>1</sup>銀行又は市長が確実と認める金融機関（以下「金融機関等」という。）の保証を提供することができます。）

### ② 納入方法

契約課で発行する納入通知書（納付書は契約課で作成します。必ずあらかじめ契約課に連絡してください）で納付し、開札日の前日（休日を除く。）午後3時までに領収書を契約課へ提出してください。（入札保証金に代わる担保を提供する場合は、開札日の前日（休日を除く。）午後3時までに金融機関等の保証に係る保証書を契約課へ提出してください。入札保証保険契約を締結した場合も同様とします。）

## 2 契約保証金について

契約締結に当たっては、**契約保証金**が必要です。次の①～③のいずれかの書類を提出していただきます。保証金額、保険金額又は契約保証金の額は、1か月に相当する納入数量に対する金額の100分の10以上です。

【保証金額＝予定総金額(予定総数量×単価(消費税含))÷12か月×100分の10以上】

保 証 の 方 法	提出していただく書類
① 債務不履行により生ずる損害金の支払いを保証する* <sup>1</sup> 銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証	当該保証に係る保証書
② 債務不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（定額てん補特約方式に限る。）の締結	当該履行保証保険に係る証券
③ 契約保証金の納付（納付書は契約課で作成します。必ずあらかじめ契約課に連絡してください）	契約保証金に係る領収書及びその表裏の写し

\*<sup>1</sup>銀行又は市長が確実と認める金融機関とは、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関とし、銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入れを行う組合をいう。

### 納入方法

契約課で発行する納入通知書（納付書は契約課で作成します。必ずあらかじめ契約課に連絡してください）で納付し、その\*<sup>2</sup>契約書の作成期日の午後3時までに領収書を契約課へ提出してください（契約保証金に代わる担保を提供する場合は、その契約書の作成期日の午後3時までに金融機関等の保証に係る保証書を契約課へ提出してください。履行保証保険契約を締結した場合も同様とします。）。

\*<sup>2</sup>契約書の作成期日とは市長から契約の相手方とする旨の通知を受けた日から7日以内をいう。

## 再入札の実施について（お知らせ）

1 回目の入札で有効な入札書を提出した方がない  
（許容価格の範囲内で入札書を提出した方がない）場合は、  
2 回目の入札（再入札）を行います。

○再入札案件の有無については、岡山県電子入札共同利用システムの「調達案件一覧」でご確認ください。なお、再入札を行う場合、通知書（メール）を発行します。

○再入札に参加できる方は、1 回目の入札参加者に限ります。

○再入札をする場合は、1 回目の入札の開札日の午後 4 時までを入札受付時間とし、同日午後 4 時以降に開札を行います。

○再入札で入札金額の登録を行わなかったときは、「棄権」となります。また、「再入札金額登録」画面から「辞退」を登録すると、「辞退」となります。

※再入札の流れ、操作などは、「岡山県電子入札共同利用システム 受注者様向け操作マニュアル 一般競争入札（オープン方式）」をご覧ください。

## トイレトペーパー(単価契約)仕様書

用 品 名	年 間 予 定 数	単 位	仕 様
トイレトペーパー(1箱60個入)	<b>1,700</b>	箱	114mm×100m シングル 古紙100% 無漂白 芯間約38mm エコマーク認定品

1. 品 名 上記のとおり
2. 仕 様 上記のとおり
3. 数 量 上記予定数量以内 **(単価契約)**  
**※予定数量を超過して変更契約する場合があります。**
4. 配 達 期 間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで  
※契約日及び物品供給開始日が令和8年4月1日となります。
5. 配 達 施 設 185施設 (令和2年4月から令和8年2月までに配達実績がある施設数)  
※別紙「岡山市内配達先一覧」参照  
※ただし、新たに岡山市内の配達先が追加される場合があります。
6. 配 達 施 設 数 月平均 51施設 112箱 (令和3年度から令和6年度までの実績ベース)(4月は除く)  
及 び 配 達 数 量 ※ 4月は緊急に配達が必要な場合のみ発注を行うため、少量の予定です。  
( 月 平 均 ) [令和4年度から令和7年度までの4月の平均配達施設数および平均配達数量]  
1施設 2箱
7. 配 達 方 法 (1) 毎月当初に発注し、中旬頃までに配達するようお願いしています。  
(2) 各課から緊急の配達依頼があった場合は、月の途中で発注することもあります。  
(3) 運送便等での配達も可とします。  
(4) 配達後に受領書(様式不問)の提出をお願いします。
8. 発 注 担 当 者 会計課 出納係 長尾 電話:086-803-1519
9. 入 札 金 額 入札金額は、**1箱(60個入)当たりの税抜き単価**とします。
10. 支 払 方 法 支払は、毎月締め切り、翌月払いとします。  
契約の締結については、岡山市契約規則に定めるところに従ってください。

代金の計算方法は、毎月数量が確定した段階において、契約単価に確定数量を乗じた額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とする。

契約予定総金額は次のとおりとする。  
1箱あたりの税抜き単価(入札金額)×1,700箱×1.10以内(1円未満切り捨て)

※開札日の前日までに、市議会で本件に係る令和8年度当初予算の議決が得られないとき、又は、その予算執行の承認が得られないときは、本入札を中止又は延期する。

**【岡山市内配達先一覧】**  
**用品コード：4550**  
**トイレットペーパー（1箱60個入）**

(2026年2月12日 現在)

連番	区連番 (機構順)	施設名	郵便番号	区	住所
1	北1	岡山シティミュージアム	700-0244	北区	駅元町15-1
2	北2	福祉交流プラザ三友	700-0046	北区	岩井二丁目4-1
3	北3	福祉交流プラザ富原	701-1153	北区	富原1149
4	北4	福祉交流プラザ岡輝	700-0863	北区	新道57-7
5	北5	福祉交流プラザ大井	701-1462	北区	大井2383-1
6	北6	福祉交流プラザ建部	709-3132	北区	建部町中田570
7	北7	建部町B&G海洋センター	709-3112	北区	建部町川口48
8	北8	北区維持管理センター	700-0975	北区	今七丁目16-18
9	北9	北区役所土木農林分室	701-1133	北区	富吉1401-32
10	北10	御津支所 総務民生課	709-2198	北区	御津金川1020
11	北11	御津支所 産業建設課	709-2198	北区	御津金川1020
12	北12	建部支所 総務民生課	709-3138	北区	建部町福渡489
13	北13	建部支所 産業建設課	709-3198	北区	建部町福渡489
14	北14	一宮地域センター	701-1211	北区	一宮638-1 (一宮公民館敷地内)
15	北15	津高地域センター	701-1144	北区	柏谷1682
16	北16	高松地域センター	701-1334	北区	高松原古才247
17	北17	吉備地域センター	701-0153	北区	庭瀬414
18	北18	足守地域センター	701-1463	北区	足守718
19	北19	南区維持管理センター	700-0851	北区	七日市西町3-22
20	北20	保健所 総務課	700-8546	北区	鹿田町一丁目1-1
21	北21	保健所 感染症対策課	700-8546	北区	鹿田町一丁目1-1
22	北22	北保健センター 御津・建部分室	709-3111	北区	建部町福渡489 (建部支所内)
23	北23	旭東児童センター	703-8286	北区	旭東町二丁目2-12
24	北24	清輝児童センター	700-0863	北区	新道2-20
25	北25	富原児童館	701-1153	北区	富原1140
26	北26	大井児童館	701-1462	北区	大井2382-1
27	北27	三門児童センター	700-0044	北区	三門西町6-32
28	北28	清輝保育園	700-0863	北区	新道47-5
29	北29	三門保育園	700-0054	北区	下伊福西町5-60
30	北30	津島保育園	700-0081	北区	津島東一丁目4-3
31	北31	巖井保育園	700-0047	北区	関西町11-8
32	北32	牟佐保育園	701-2141	北区	牟佐822-2
33	北33	緑保育園	701-1211	北区	一宮125
34	北34	横井保育園	701-1145	北区	横井上190-1
35	北35	富原保育園	701-1153	北区	富原1148
36	北36	庄内保育園	701-1353	北区	三手233-1
37	北37	吉備津保育園	701-1341	北区	吉備津276-2
38	北38	御津南保育園	709-2112	北区	御津国ヶ原1024
39	北39	宇垣保育園	709-2121	北区	御津宇垣1889
40	北40	福渡保育園	709-3112	北区	建部町川口1526-1
41	北41	竹枝保育園	709-3123	北区	建部町土師方343-1

**【岡山市内配達先一覧】**  
**用品コード：4550**  
**トイレットペーパー（1箱60個入）**

(2026年2月12日 現在)

連番	区連番 (機構 順)	施 設 名	郵便番号	区	住 所
42	北42	中山認定こども園	701-1211	北区	一宮638-3
43	北43	御津金川認定こども園	709-2133	北区	御津金川476
44	北44	岡南認定こども園	700-0851	北区	七日市西町1-14
45	北45	建部認定こども園	709-3131	北区	建部町市場330
46	北46	南方岡山中央認定こども園	700-0807	北区	南方一丁目3-20
47	北47	伊島認定こども園	700-0012	北区	いずみ町9-18
48	北48	今認定こども園	700-0975	北区	北区今七丁目16-43
49	北49	鹿田認定こども園	700-0912	北区	大供表町16-10
50	北50	陵南認定こども園	701-0135	北区	東花尻266-1
51	北51	庄内認定こども園	701-1353	北区	三手15-1
52	北52	野谷認定こども園	701-1144	北区	栢谷1724-3
53	北53	野殿事業所	700-0066	北区	野殿西町1-5
54	北54	山上埋立管理事務所	701-1526	北区	山上152
55	北55	一宮浄化センター	701-1211	北区	一宮217
56	北56	観光振興課	700-8544	北区	大供一丁目1-1
57	北57	足守観光駐車場内 茶店「お休み処」	701-1463	北区	足守872
58	北58	造山古墳ビジターセンター	701-1344	北区	新庄下789
59	北59	消防・情報指令課	700-0066	北区	野殿西町427-1
60	北60	北消防署	700-0914	北区	鹿田町二丁目4-1
61	北61	西消防署	700-0066	北区	野殿西町427-1
62	北62	環境学習センター「めだかの学校」	709-3142	北区	建部町建部上609
63	北63	岡西公民館	700-0054	北区	下伊福西町1-48
64	北64	北公民館	700-0081	北区	津島東一丁目3-14
65	北65	一宮公民館	701-1211	北区	一宮638-1
66	北66	津高公民館	701-1144	北区	栢谷1677
67	北67	高松公民館	701-1346	北区	津寺104
68	北68	吉備公民館	701-0153	北区	庭瀬416
69	北69	足守公民館	701-1463	北区	足守718
70	北70	大元公民館	700-0925	北区	大元上町10-31
71	北71	京山公民館	700-0016	北区	伊島町二丁目9-38
72	北72	御南西公民館	700-0951	北区	田中157-110
73	北73	旭公民館	700-0806	北区	広瀬町3-26
74	北74	岡輝公民館	700-0865	北区	旭本町1-80
75	北75	御津公民館	709-2121	北区	御津宇垣1629
76	北76	建部町公民館	709-3111	北区	建部町福渡496-1
77	北77	建部町図書館	709-3111	北区	建部町福渡487-1
78	北78	教育委員会 教職員課	700-8544	北区	大供一丁目1-1
79	北79	オリエント美術館	700-0814	北区	天神町9-31
80	北80	選挙管理委員会事務局	700-8544	北区	大供一丁目1-1
81	中1	東山斎場	703-8274	中区	門田本町二丁目4-1
82	中2	人権啓発センター	703-8225	中区	神下256-16

**【岡山市内配達先一覧】**  
**用品コード：4550**  
**トイレットペーパー（1箱60個入）**

(2026年2月12日 現在)

連番	区連番 (機構順)	施設名	郵便番号	区	住所
83	中3	福祉交流プラザさいでん	703-8225	中区	神下133-3
84	中4	福祉交流プラザうの	703-8256	中区	浜一丁目3-16
85	中5	福祉交流プラザ旭東	703-8284	中区	網浜837-4
86	中6	福祉文化会館	703-8293	中区	小橋町一丁目1-30
87	中7	中区役所 地域整備課	703-8256	中区	浜三丁目7-15
88	中8	中区維持管理センター	703-8288	中区	赤坂本町11-44
89	中9	食肉衛生検査所	703-8285	中区	桜橋一丁目2-43
90	中10	平井サンホーム	703-8282	中区	平井1094-4
91	中11	浜川原児童館	703-8256	中区	浜一丁目3-16
92	中12	財田児童センター	703-8225	中区	神下535
93	中13	善隣館	703-8258	中区	西川原176
94	中14	旭東保育園	703-8284	中区	網浜785
95	中15	平井保育園	703-8282	中区	平井五丁目2-25
96	中16	浜保育園	703-8256	中区	浜一丁目14-4
97	中17	旭竜認定こども園	703-8242	中区	中区高島一丁目5-7
98	中18	宇野認定こども園	703-8258	中区	西川原351-12
99	中19	消防教育訓練センター総合訓練施設	702-8002	中区	桑野116-3
100	中20	中消防署	703-8208	中区	今在家地先
101	中21	岡山学校給食センター	703-8231	中区	赤田151-1
102	中22	操山公民館	703-8293	中区	国富3-9-12
103	中23	東公民館	703-8233	中区	高屋344-1
104	中24	操南公民館	702-8006	中区	藤崎201-4
105	中25	富山公民館	703-8262	中区	福泊246-1
106	中26	高島公民館	703-8203	中区	国府市場99-5
107	中27	東山公民館	703-1131	中区	平井四丁目13-33
108	中28	埋蔵文化財センター	703-8284	中区	網浜834-1
109	東1	西大寺斎場	704-8104	東区	富崎493
110	東2	上道墓園管理事務所	709-0635	東区	草ヶ部1195
111	東3	福祉交流プラザ雄神	704-8104	東区	富崎728-1
112	東4	福祉交流プラザ山南	704-8133	東区	宿毛628
113	東5	東区役所 総務・地域振興課	704-8555	東区	西大寺南一丁目2-4
114	東6	古都市民サービスセンター	703-8214	東区	鉄113-1
115	東7	朝日市民サービスセンター	704-8155	東区	西片岡67
116	東8	東区役所 地域整備課	704-8555	東区	西大寺南一丁目2-4
117	東9	瀬戸支所 総務民生課	709-0897	東区	瀬戸町瀬戸45
118	東10	瀬戸支所 産業建設課	709-0897	東区	瀬戸町瀬戸45
119	東11	上道地域センター	709-0611	東区	東平島191
120	東12	宿毛児童館	704-8133	東区	宿毛628
121	東13	久保東児童館	704-8103	東区	河本町3
122	東14	豊保育園	704-8125	東区	西大寺川口124-2
123	東15	金岡保育園	704-8194	東区	金岡東町一丁目7-19

**【岡山市内配達先一覧】**  
**用品コード：4550**  
**トイレットペーパー（1箱60個入）**

(2026年2月12日 現在)

連番	区連番 (機構 順)	施 設 名	郵便番号	区	住 所
124	東16	可知保育園	704-8173	東区	可知四丁目23-5
125	東17	宿毛保育園	704-8133	東区	宿毛623-9
126	東18	太伯認定こども園	704-8138	東区	神崎町22-1
127	東19	千種認定こども園	709-0841	東区	瀬戸町鍛冶屋178-1
128	東20	政田開成認定こども園	704-8465	東区	東区政津961-19
129	東21	西大寺事業所	704-8555	東区	西大寺上二丁目61
130	東22	東部クリーンセンター	704-8122	東区	西大寺新地453-5
131	東23	東部リサイクルプラザ	704-8122	東区	西大寺新地453-5
132	東24	東消防署	704-8112	東区	西大寺南一丁目2-4
133	東25	西大寺公民館	704-8115	東区	向州1-1
134	東26	上南公民館	704-8166	東区	君津636
135	東27	上道公民館	709-0614	東区	東平島191
136	東28	旭東公民館	704-8183	東区	西大寺松崎310-1
137	東29	山南公民館	704-8132	東区	邑久郷688
138	東30	瀬戸公民館	709-0861	東区	瀬戸町瀬戸54-1
139	東31	万富公民館	709-0841	東区	瀬戸町万富257
140	東32	瀬戸町図書館	709-0856	東区	瀬戸町下188-2
141	南1	南区役所 総務・地域振興課	702-8544	南区	浦安南町495番地5
142	南2	南区役所 農林水産振興課	702-8544	南区	浦安南町495番地5
143	南3	南区役所 地域整備課	902-3527	南区	浦安南町495番地5
144	南4	灘崎支所 総務民生課	709-1292	南区	片岡207
145	南5	妹尾地域センター	701-0206	南区	南区箕島1024-8
146	南6	福田地域センター	701-0203	南区	古新田1186
147	南7	興除地域センター	701-0213	南区	中畦593
148	南8	藤田地域センター	701-0221	南区	藤田508
149	南9	児島地域センター	702-8012	南区	北浦716
150	南10	福浜地域センター	702-8032	南区	福富中一丁目16-22
151	南11	小串保育園	702-8016	南区	小串3480
152	南12	南輝保育園	702-8058	南区	並木町二丁目22-8
153	南13	平福保育園	702-8042	南区	洲崎三丁目3-23
154	南14	曾根保育園	701-0214	南区	曾根170-2
155	南15	東畦保育園	701-0211	南区	東畦758-2
156	南16	興除東保育園	701-0212	南区	内尾440-2
157	南17	都保育園	701-0221	南区	藤田349-7
158	南18	六区保育園	701-0221	南区	藤田1729-1
159	南19	彦崎保育園	709-1213	南区	彦崎2570-1
160	南20	七区保育園	709-1202	南区	西七区231
161	南21	灘崎認定こども園	709-1215	南区	片岡188
162	南22	甲浦認定こども園	702-8013	南区	飽浦322-2
163	南23	興除認定こども園	701-0213	南区	中畦645-11
164	南24	錦認定こども園	701-0221	南区	藤田610-11

**【岡山市内配達先一覧】**  
**用品コード：4550**  
**トイレットペーパー（1箱60個入）**

(2026年2月12日 現在)

連番	区連番 (機構 順)	施 設 名	郵便番号	区	住 所
165	南25	妹尾認定こども園	701-0206	南区	箕島1024-2
166	南26	浦安芳泉認定こども園	702-8026	南区	浦安本町51-3
167	南27	環境事業課 安全指導係	700-0956	南区	当新田486-1 (当新田事業所敷地内)
168	南28	第1事業所	700-0956	南区	当新田485-1
169	南29	当新田事業所	700-0956	南区	当新田486-1
170	南30	岡南事業所	700-0942	南区	当新田433-1
171	南31	岡南環境センター	700-0942	南区	豊成一丁目4-1
172	南32	消防・警防課 航空隊	702-8024	南区	浦安南町671-1
173	南33	南消防署	702-8024	南区	浦安南町495-88
174	南34	岡南公民館	702-8047	南区	若葉町22-16
175	南35	妹尾公民館	701-0206	南区	箕島1025-1
176	南36	福田公民館	701-0203	南区	古新田1186
177	南37	興除公民館	701-0213	南区	中畦589-1
178	南38	藤田公民館	701-0221	南区	藤田508
179	南39	南公民館	702-8027	南区	芳泉三丁目2-2
180	南40	福浜公民館	702-8032	南区	福富中一丁目16-22
181	南41	芳田公民館	700-0953	南区	西市96-1
182	南42	光南台公民館	702-8014	南区	宮浦1324
183	南43	灘崎公民館	709-1292	南区	片岡204
184		こども総合相談所			※依頼時に配達先をお伝えします。
185		仁愛館			※依頼時に配達先をお伝えします。

※令和2年4月から令和8年2月までに配達実績のある施設一覧です。（廃止・休園等の施設は除く）

※岡山市内の配達先が追加される場合があります。

# 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

岡山市長 大 森 雅 夫 様

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名

印

令和8年3月4日 付けで公告のあったトイレットペーパー(単価契約)  
に係る入札参加資格を確認されたく、必要な書類を添えて申請します。

なお、当社(者)は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条  
の4に規定する者でないこと並びにこの申請書および添付書類の内容は事実と  
相違ないことを誓約します。

# 指名停止等措置状況調書

令和 年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名

岡山市以外の公共機関から指名停止，指名留保等の措置を受けているかどうか	措置を受けていない ・ 措置を受けている (該当する方を○で囲んでください。)
-------------------------------------	--

上記措置を受けている場合は以下に記載してください。

公 共 機 関 名	
措 置 期 間	
措 置 理 由	
そ の 他	

注1) この調書は，今回発注物品の入札参加資格確認申請時に提出するとともに，その後契約締結日までの間に上記措置を受けたときは，速やかに必要事項を記載して届け出てください。

# 納入物品明細書

令和 年 月 日

申請者 住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名

納入する物品の明細については、以下のとおりです。

トイレトーパー(単価契約)

メーカー	型番、性状

・仕様の分かるカタログ等を添付すること。